

## 説明書

業務名	波戸岬少年自然の家 利活用検討業務		
履行期間	契約締結の日から 令和7年3月14日(金)	履行場所	佐賀県政策部 MIGAKI 担当が 指定する場所
契約上限額	19,800千円(消費税及び地 方消費税含む)	説明会参加 申込書提出期限	令和6年6月21日(金) 正午まで
説明会	令和6年6月24日(月) 午後1時30分～	仕様書等に 対する質問書 提出期限	令和6年7月1日(月) 午後5時まで
参加資格確認 申請書提出期限	令和6年7月1日(月) 午後5時まで	提案書 提出期限	令和6年7月12日(金) 午後5時まで
プレゼンテーシ ョン・審査会	令和6年7月17日(水) 時間は別途通知する	最優秀提案者の 決定	令和6年7月19日(金)

### 1 参加資格確認申請書について

(1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書(様式第3-1号又は3-2号) 1部
- イ 共同事業体協定書(様式第3-3号) 1部 ※共同事業体の場合のみ
- ウ 誓約書(様式第4号) 1部
- エ 会社概要(様式第5号) 1部
- オ 実績書(様式第6号) 1部

(2) 申請書等の提出は電子メールによること。

※提出の際には、提出した旨、電話等で連絡すること。

※電子メールの件名を「【社名】波戸岬少年自然の家 利活用検討業務に係る参加資格確認申請書の提出について」とすること。

### 2 仕様書等について

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号(仕様書等に対する質問書)に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

(2) 質問者に対して、令和6年7月5日(金)までに電子メールにより回答する。

なお、質問応答の内容は必要に応じて県ホームページに掲載する。

※提出の際には、提出した旨、電話等で連絡すること。

※電子メールの件名を「【社名】波戸岬少年自然の家 利活用検討業務に係る参加資格確認申請書の提出について」とすること。

### 3 提案書及び添付資料について

#### (1) 提出書類

ア 提案書（表紙：様式第7号）・・・正本1部 副本7部

イ 提案資料（任意様式）・・・8部

#### 【企画提案の内容】

- ・実施方針（基本的な考え方等）
- ・実施内容（想定される事業手法・条件の整理、事業性調査、サウンディングの対象等）
- ・実施体制（業務実施体制図、総括責任者等の実績・プロフィール）
- ・実施スケジュール（令和6年7月下旬から令和7年3月中旬までの詳細なスケジュールを記載）
- ・業務実績（過去の同種の業務実績）

ウ 見積書（任意様式）・・・正本1部 副本7部

※各業務の見積額及びその明細

- (2) 業務の目的や内容を十分に理解した上で、業務実施方針及びスケジュールについて、具体的かつ実現可能な企画提案を行うこと。
- (3) 内容については、専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図やイラストなどを使用してわかりやすい表現に努めること。
- (4) 提出後の提案書及び添付資料の変更、差替等は認めない。
- (5) 提出された提案書及び添付資料は返却しない。
- (6) 提出は持参又は郵送による。また、提出したものと同一電子データ（PDF）について「10 問い合わせ」に記載している電子メールアドレスに送信すること。
- (7) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

※郵送等で送付の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※提出した際には、提出した旨、電話等で連絡すること。

※電子メールの件名を「【社名】波戸岬少年自然の家 利活用検討業務に係る提案書の提出について」とすること。

### 4 プレゼンテーションについて

- (1) プレゼンテーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された提案書等やモニターを活用し、説明すること。
- (2) 参加者側の出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

## 5 最優秀提案者の選定について

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中で評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。  
なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

## 6 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記入押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

## 7 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）に基づき、適切に管理するものとする。

## 8 契約事項

- (1) 原則として、佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）により執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

## 9 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 評価基準
- (3) 仕様書等に対する質問書（様式第1号）
- (4) 説明会参加申込書（様式第2号）

- (5) 参加資格確認申請書（様式第3-1号又は3-2号）
- (6) 共同事業体協定書（様式3-3号）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 会社概要（様式第5号）
- (9) 実績書（様式第6号）
- (10) 提案書（様式第7号）
- (11) 参考資料：波戸岬少年自然の家の基本情報

## 10 問い合わせ

佐賀県政策部（担当：島ノ江）

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話 0952-25-7230

ファックス番号 0952-25-7496

電子メールアドレス migaki@pref.saga.lg.jp